



国税通則法70条5項「偽りその他不正の行為」の意義

—大使館職員給与の過少申告は積極的な所得秘匿工作と同視すべきと判断—

「偽りその他不正の行為」により税額を免れた場合の除斥期間は、通常より長期の7年とされています（通則法70⑤）。この「偽りその他不正の行為」は、必ずしも積極的な所得秘匿工作のみを指すものとは解されていません。今回は、大使館という特殊な環境において行われた大使館職員給与の過少申告が「偽りその他不正の行為」に当たるか否かについて争われた事例をご紹介します。（平成16年4月19日東京地裁・棄却・Z888-0835）。

<事案の概要>

原告Xは、A国大使館の総務部運輸課に運転手として勤務しています。大使館職員の給与については、源泉徴収制度が適用されず、したがって、日本人職員は所得税の確定申告により納税額を確定することになります。A国大使館においては、給与収入の約6割の額を申告すれば足りるとの慣行又は認識があり、多くの日本人職員が収入金額の一部を除外して申告をしていたものです。原告は、平成4年分ないし平成7年分の所得税の申告について、給与収入金額の約54.8パーセントないし64.7パーセントの金額を除外して確定申告したところ、被告Y税務署長は、原告の給与収入金額を一部除外した行為は国税通則法70条5項に規定する「偽りその他不正の行為」に該当するとして、平成12年2月29日付で各年分の更正処分及び各過少申告加算税の賦課決定処分を行いました。

<裁判所の判断>

裁判所は、原告が主張する慣行又は認識については、その事実を認定したものの、原告の行為は通則法70条5項の「偽りその他不正の行為」に該当するとして、その請求を棄却しました。

- ① 国税通則法70条5項にいう「偽りその他不正の行為」とは、税額を免れる意図のもとに、税の賦課徴収を不能又は著しく困難にするような何らかの偽計その他の工作を伴う不正な行為を行っていることをいうものと解するべきであるから、単なる不申告行為はこれに含まれないものと解すべきである。
- ② 在日大使館の日本人職員の給与については、昭和30年代に国税当局とA国大使館との間で現地職員の給与の申告について話し合いが行われ、その結果、日本人職員の間で基本給のみの申告、あるいは、全体の給与の約6割の額の申告をすれば足りるとの慣行又はその旨の認識が一定程度広まったものと認められる。
- ③ しかし、原告が現に行った本件各係争年分の申告は、全体としてこの慣行に則ったものではなく、単に自らが相当と思う額を申告したにすぎないものであって、そのことを正当化する根拠は見当たらないというべきである。
- ④ 原告は、本件各申告の際、いわば税務当局の大使館職員への信頼に基づくとも思える取扱いがされていることを奇貨として、これを積極的に利用して本来課税されるべき収入について課税を免れるために、そのような取扱いの前提となる慣行とは無関係に、あえて相当部分（約54.8パーセントないし64.7パーセント）を除外して申告をしたものと認められる。したがって、原告の各申告は、自らの虚偽の申告が発覚し難い状況を認識しつつ、これを積極的に利用したものであって、単純な過少申告の範疇を超え積極的な所得秘匿工作を行った場合と同視すべきものであるから、偽計その他の手段を用いて税額を免れたものといわざるを得ず、通則法70条5項の「偽りその他不正の行為」に該当するものというべきである。

……………（税法データベース編集室 正木洋子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4版14枚）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込）で頒布しますのでご一報ください。